

# 中山間地域総合整備事業

## ◆趣旨

農業の生産条件等が不利な中山間地域の実情を踏まえ、活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業・農村の展開方向を探り、農業生産基盤の整備を効率的に行うとともに、農村生活環境等の整備を併せて総合的に行うことにより、農業・農村の活性化を図り、もって地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全等に資することを目的とする。

## ◆対象地域

- ・次に掲げる地域に該当する市町または次に掲げる法に指定された地域を含む市町、又はこれに準ずる市町  
 (1) 過疎地域自立促進特別措置法 (2) 山村振興法 (3) 離島振興法 (4) 半島振興法 (5) 特定農山村法
- ・農業生産基盤整備を実施する地域は、林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上であること。

## ◆事業の区分・種類

- (1) 集落型事業 (ア. 一般型 イ. 生産基盤型 ウ. 生活環境型) ※ウは現在新規実施なし  
 (2) 広域連携型事業 (3) 実施計画型

区分1のうち2以上の事業種類並びに区分2の事業種類等を組み合わせたメニュー方式で総合的に実施。  
 (生産基盤型は区分1のみ対象、生活環境型は区分2を中心に実施)

区分	事業種類		
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (4) 農用地開発事業 (7) 暗きょ排水事業	(2) 農道整備事業 (5) 農地防災事業 (8) 農用地の改良又は保全事業	(3) ほ場整備事業 (6) 客土事業
2 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (7) 集落環境管理施設整備事業 (10) 市民農園等整備事業	(2) 営農飲雑用水施設整備事業 (5) 用地整備事業 (8) 交流施設基盤整備事業 (11) 生態系保全施設等整備事業	(3) 農業集落排水施設整備事業 (6) 活性化施設整備事業 (9) 情報基盤施設整備事業 (12) 交換分合事業
3 特認事業	特認事業		

※実施計画型は、「実施計画・基本計画」を参照。

## ◆実施要件(面積要件)

	一般型	生産基盤型	広域連携型	
県営	60ha以上	20ha以上	60ha以上	※生産基盤型はほ場整備10ha以上含む
団体営	20ha以上	10ha以上	—	※広域連携型は複数の市町をまたがる

## ◆実施主体

県または市町(広域連携型事業は県営事業のみで実施。)

※詳細については、交付要綱 別紙による。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp